○**復興庁告示第十九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（新地町復興推進計画（認定番号福島第八十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第二十号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（新地町復興推進計画（認定番号福島第八十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○**復興庁告示第二十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（新地町復興推進計画（認定番号福島第八十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　相双五城信用組合

二　住所　福島県相馬市中村字大町六十九番地

○**復興庁告示第二十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（新地町復興推進計画（認定番号福島第八十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　あぶくま信用金庫

二　住所　福島県南相馬市原町区栄町二丁目四番地

○**復興庁告示第二十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（広野町復興推進計画（認定番号福島第八十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○**復興庁告示第二十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（広野町復興推進計画（認定番号福島第八十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第二十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第八十五号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第二十六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（古殿町復興推進計画（認定番号福島第八十六号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○**復興庁告示第二十七号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（古殿町復興推進計画（認定番号福島第八十六号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　須賀川信用金庫

二　住所　福島県須賀川市宮先町三十一番地

○**復興庁告示第二十八号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（石川町復興推進計画（認定番号福島第八十七号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第二十九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年六月三十日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○**総務省告示第五十六号**

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第四条の規定に基づき計算担当機関を指定したので、同規程第五条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

氏名又は名称	住所	業務開始予定時期
アリオンジャパン株式会社	東京都港区高輪２丁目20―30櫓山第二ビル７Ｆ	平成29年３月

○**法務省告示第百八号**

秋田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年三月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、秋田市役所又は秋田地方法務局に照会すること。

平成二十九年二月二十八日

法務大臣　金田　勝年

秋田県南秋田郡旭川村手形字田中百九番地

加藤　邦治

○**法務省告示第百九号**

北九州市門司区役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年三月二十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、門司区役所又は福岡法務局北九州支局に照会すること。

平成二十九年二月二十八日

法務大臣　金田　勝年

福岡県門司市大字田野浦四百九十三番地

織田　近